指定自動車整備事業　業務処理規程

事業場名称

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規定は、道路運送車両法第９４条の２に基づく指定自動車整備事業を運営するにあたり法令を遵守し、適正かつ円滑な事業運営に万全を期することを目的とする。

　なお、この規定は、指定自動車整備事業の運営に携わる全ての役員及び従業員に適用するものとする。

（電子保適証システムの権限等）

第１条の２　事業者は、電磁的方法による保安基準適合証及び保安基準適合標章システム（以下、「電子保適証システム」という。）を利用する場合、利用者を選任すると共に、次の権限、ログインID及びパスワード等（以下、「IDパスワード等」という。）を付与し、保管し管理するものとする。

（１）「事業者権限用IDパスワード等」

（２）「事業場管理権限用IDパスワード等」

（３）「自動車検査員権限用IDパスワード等」

（４）「保適証登録権限用IDパスワード等」

（５）「保適証入力権限用IDパスワード等」

２．IDパスワード等は厳重に管理し、第三者に知られないように管理すること。なお、自動車検査員選任・解任等又は組織変更によるそれぞれのIDパスワード等についても厳重に管理すること。

３．第１項各号にあげるIDパスワード等を付与する場合は、付与する者にその情報の重要性等を教育するとともに不正使用されないための処置を講じること。

第２章　事業場管理責任者について

第２条　責任ある指定自動車整備事業の推進を図るため、（　　）を事業場管理責任者に選任する。なお、事業場管理責任者に変更があった場合は、事業場組織図を変更し、管轄する運輸支局に変更した事業場組織図を提出するものとする。

第２条の２　電子保適証システムを利用する場合は、前条の事業場組織図の提出とともに電子保適証システムの登録情報も変更するものとする。

（業　務）

第３条　事業場管理責任者は、円滑なる指定自動車整備事業の推進を図るため、次の業務の責任を負うものとする。

（１）事業計画の決定と遂行に関すること。
（２）事業場全般に関する管理業務（指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。）に関すること。
（３）従業員に対する関係法令の教育に関すること。
（４）整備主任者及び自動車検査員に必要な研修を受講させること。また、指定自動車整備事業に関する研修等がある場合は、積極的に情報収集を行うこと。
（５）事業場組織図を作成し、適切に管理すること。また、その更新を行うこと。

２．ユーザーがニューサービスによる点検、検査を希望した場合は、次の事項に留意し、指定業務の適切な管理に努めるものとする。
（１）当該車両がニューサービスによるものであることを明確にするため、概算見積書にその旨が記載されていること、及び指定整備記録簿についても明確に記載されていることを確認するものとする。
（２）自動車検査員が行った点検等の結果について、依頼者に対し整備を行う前に、書面又は口頭により、確実に説明するよう指導すること。
（３）上記の情報提供により、依頼者が今回予防整備を行わないことを選択した場合には、依頼者にその旨確実に説明されたことを確認するとともに、その部位、情報提供の内容及び必要な注意事項等が指定整備記録簿に記載されていることを確認すること。

３．電磁的方法による保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下、「電子適合証等」という。）を利用するため、下記の事項について適正な保管・管理を厳重に行うこととする。また、第三者に知られないよう対策を講じることとする。
（１）事業者より委任された電子適合証等を利用するための情報
（２）電子適合証等の交付及び保管
（３）電子適合証等に関する入力権限、IDパスワード等

第３章　主任技術者について

第４条　当該事業場において実施される整備の技術に関する統括責任者として、
（　　）を主任技術者に選任する。なお、主任技術者は次の各号の責務を負うものとする。
（１）従業員に対する整備技術の教育に関すること。
（２）作業工程の管理及び作業能率の向上に関すること。
（３）設備機器の管理に関すること。
（４）事業場管理責任者が不在の場合の業務の代行に関すること。この場合、業務を行った際は速やかに事業場管理責任者に報告を行い、報告を受けた事業場管理責任者は速やかに事後決裁を行うものとする。

第４章　自動車検査員について

（選　任）

第５条　自動車検査員の選任については、地方運輸局長が行う自動車検査員の教習を修了した等法令で定められた者の中から選任するものとする。

　なお、自動車検査員に変更があった場合は、変更があった日から１５日以内に管轄する運輸支局長に変更届を提出するものとする。

第５条の２　電子保適証システムを利用する場合は、前条の変更届の提出とともに電子保適証システムの登録情報も変更するものとする。

（職務権限）

第６条　完成検査についての判定及び指示に係わる権限については、社内における組織、職位、就業規則、社内規定等にかかわらず、自動車検査員が有するものとする。

（業　務）

第７条　自動車検査員は、指定整備の検査を適正かつ円滑に行うため、次に掲げる業務を行うこととする。

（１）保安基準に適合する旨の証明に関すること。

（２）完成検査を行う車両の同一性の確認に関すること。

（３）完成検査の実務とその結果による指示事項の伝達に関すること。

（４）検査業務の指導監督に関すること。

（５）整備作業の行程、作業の実施方法等の改善勧告に関すること。

（６）検査に関する書類の整理保管に関すること。

（７）検査用施設（完成検査場及び検査用機器）の使用管理に関すること。

（服　務）

第８条　自動車検査員が、指定整備の検査を公正かつ確実に行うため、次のとおりその服務を定めることとする。

（１）自動車検査員は、当該検査に係わる自動車の整備作業の実務に従事してはならない。ただし、全ての点検及び検査を法第９４条の５第４項後段の規定（以下、「完成検査の合理化」という。）を活用して実施する場合、別途２の定めによる作業を行うことは差し支えない。

（２）自動車検査員は、検査作業の実務の全過程を自ら行うこと。
ただし、完成検査の合理化により検査を実施する場合は別途１の定めによるものとする。

（３）自動車検査員は、検査業務に関する法令並びに自動車検査、構造、性能及び整備等に関し、必要な知識の習得に努めること。

（４）自動車検査員は、国土交通省令で定める検査の基準により、当該自動車が保安基準に適合しているか否かを検査し、その結果適合すると認めたときでなければその証明をしてはならない。また、証明に使用する印の保管・管理を厳重に行うこと。

（５）自動車検査員は、自動車検査に関し重大又は異例な事項があると認めたときは、事業場管理責任者を通じて、運輸支局に報告し、その指示を受けなければならない。

（６）自動車検査員は、関係法令・通達等及び本業務処理規程を厳正に遵守しなければならない。

（７）自身に付与された電子適合証等に関するIDパスワード等の保管・管理を厳重に行わなければならない。

（完成検査）

第９条　自動車検査員は、自動車の点検、整備完了後に指定自動車整備事業規則第８条の規定により、当該自動車が保安基準に適合するか否かを検査しなければならない。

２．自動車検査員は、法第９４条の５第４項の検査を行う際には、個々の判定は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成１１年１２月２２日法律第２１８号）第１３条第１項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標、車体表示及び封印についても確認するものとする。

３．自動車検査員は完成検査終了後、検査内容について事業場管理責任者へ報告するものとする。

４．同一車両に係わる点検、検査作業を複数の自動車検査員が分担して行う場合は別途１の定めによるものとする。

５．検査結果が自動にて判定されるテスターにあっては、自動車検査員が記載内容の確認を行うものとする。

６．ユーザーがニューサービスによる点検、検査を希望した場合は、次の各事項に留意し、適切な完成検査を行うものとする。

（１）点検等の実施方法については、完成検査の合理化を活用して実施するものとする。

（２）受入点検の結果、ユーザーに予防整備情報として情報を提供し、ユーザーに整備の実施時期の判断を委ねた部位については、ユーザーへのアドバイスを「メンテナンスに関するアドバイス」欄に記入するものとする。

（３）情報提供を行った結果、ユーザーが即刻整備を依頼した場合、指定整備記録簿に朱書にて作業指示を行い、更に指定整備記録簿欄に、整備を実施した者が黒色にて整備結果を記入するものとする。

（４）情報提供を行った結果、ユーザーが後日の整備を選択した場合、指定整備記録簿の「点検の結果」欄及び「メンテナンスに関するアドバイス」欄に、当該部位の整備が必要となると思われる時期を記入するものとする。

（５）受入点検の結果、保安基準に適合していないと判断した部位については、指定整備記録簿にて作業指示を行い、その旨をユーザーに報告し了解を得るとともに、その後実施した整備結果を記入するものとする。

（６）自動車点検基準等に定めのない検査項目については、指定整備記録簿「その他の点検項目」欄等の活用により、点検結果を記入しておくものとする。

７．完成検査場が屋内現車作業場と同一敷地内にない場合で自動車検査証の有効期間が切れている車両については、臨時運行許可証の交付を受けるか又は積載車等により回送するものとする。

８．完成検査場にて完成検査終了後に点検、整備及び検査を行った車両であることを写真等により明確に保存することとする。（推奨）
なお、写真等を撮影した場合については、指定整備記録簿と併せ確実に保管すること。

（証　明）

第１０条　自動車検査員の証明は、下記の事項により行うものとする。

（１）紙による保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下、「紙適合証等」という。）への自動車検査員の証明は、当該自動車を検査した自動車検査員自身が署名及び押印を行うものとする。

（２）電子適合証等への自動車検査員の証明は、当該自動車を検査した自動車検査員自身が自身の権限を使用し電子保適証システムに入力を行うものとする。

（３）複数の自動車検査員が同一車両に係わる完成検査を実施した場合の証明方法は、別途３に定めるものとする。

２．自動車検査員の証明欄の「保安基準適合証」と「限定保安基準適合証」を区分けするため、保（適合証）・限（限定適合証）のいずれかを〇で囲むものとする。

３．自動車検査員は、第９条の検査を行った結果、次のいずれかに該当する場合は紙適合証等及び電子適合証等（以下、「適合証等」という。）に証明を行ってはならない。

（１）当該自動車（限定保安基準適合証にあっては、限定自動車検査証に記載された部分）が保安基準に適合しないとき。

（２）当該自動車が自動車検査証、限定自動車検査証、登録識別情報通知書、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書（以下、「車検証等」という。）に記載された事項（道路運送車両法等の法令により除かれている部分を除く。）について事実と相違すると認められるとき。

（３）当該自動車の車台番号の一部が欠損している等同一性の確認ができないとき。

（記録簿の作成）

第１１条　自動車検査員は、適合証等の交付に係る当該自動車の指定整備記録簿及びその他関係帳票類の記載整理を行い、事業場管理責任者へ提出するものとする。

（検査成績の把握）

第１２条　主任技術者又は自動車検査員は、３ヵ月毎の検査、出来栄え状況をまとめ、翌月５日までに事業場管理責任者へ報告するものとする。（任意）

第５章　保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証について

（適合証等の記載）

第１３条　適合証等の記載は次によって行うものとする。

（１）「保安基準適合証、限定保安基準適合証」の区分は、保・限いずれかを〇で囲むこと。

（２）「指定番号」は、当該指定番号　長－　　を記載する。

（３）「交付番号」は、適合証等の交付順による歴年毎の一連番号とする。ただし、書き損じた紙適合証等に記載した番号は、そのままとし、同じ番号を再使用しないものとする。なお、紙適合証等と電子適合証等とは重複しない番号を使用するものとする。

（４）「交付年月日」は、事業場管理責任者又は第１４条第１項に規定する者の決済日とする。

（５）紙適合証等は、黒色ボールペン等により明確に記載すること。

ただし、「指定番号」、「指定自動車整備事業者の氏名又は名称並びに事業場の名称及び所在地」の欄及び備考欄の「対象自動車」には、ゴム印を用いて黒色スタンプインクにより各葉毎に押印しても差し支えないものとする。

（６）「検査の年月日」は、自動車検査員が当該自動車の検査を完了した日とする。なお、複数の自動車検査員が同一車両に係わる完成検査を実施した場合の証明方法は別途３に定めるものとする。

（７）紙適合証等に使用する「事業者印」は専用印（以下「事業者印」という）とする。

（８）継続検査時の「保険期間」は、適合証等の交付日を含む更新されるべき自動車検査証の有効期間の全部と重複することを確認し、その自動車損害賠償責任保険等証明書（以下、「保険証明書」という。）の有効期間を記入する。なお、当該自動車に係わる保険証明書が２枚以上にわたる場合には、最初の保険証明書に係わる保険期間の最初の日及び最後の保険証明書に係わる保険期間の最終の日を転記すること。

（９）継続検査時に保安基準適合証の有効期間内にあっても、更新されるべき自動車検査証の有効期間と保険証明書の有効期間の全部が重複しない時は、保安基準適合証、保安基準適合証（控）及び電子適合証等の右部分の「最終の検査申請日」の欄に申請最終日を明瞭に記載又は入力すること。

なお、やむを得ない理由により当該保安基準適合証に記載した申請最終日までに検査の申請を行わず、自動車損害賠償責任保険の有効期間切れとなった場合には、保険期間を１ヵ月追加加入し保険証明書の原本をもって自動車

検査証の更新を受けるものとする。

この場合、保安基準適合証、保安基準適合証（控）及び電子適合証等の訂正は行わないものとする。

（１０）限定保安基準適合証を交付する場合は、「乗車定員」、「最大積載量」、「用途」、「車両総重量」欄及び「保険期間」欄は記載しないこと。

（１１）新規検査及び予備検査に伴い適合証等を交付する場合は、「自動車登録番号又は車両番号」、「保険期間」欄は記載しないこと。

（１２）紙による保安基準適合標章（以下、「紙標章」という。）の有効期間起算日を表示する欄には、黒色ボールペン等で記載すること。

（１３）紙標章及び電子標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色より明瞭に押印又は印刷すること。

（１４）紙標章の表の「自動車登録番号又は車両番号」記載欄には黒色サインペン等により記載すること。

（１５）電子標章の表の有効期間起算日を表示する欄及び「自動車登録番号又は車両番号」欄はプリンタにより黒色に印字すること。

（１６）電算機により紙適合証等の記載（自動車検査員の氏名及び印を除く。）を行う場合には、適合証綴の使用過程において適合証又は適合標章を切り離して使用することは差し支えないが、あらかじめ付された一連番号を確認して散逸しないように注意し適合証綴の使用が終了した時点で確実に編綴、保存すること。

（適合証等の交付等）

第１４条　事業場管理責任者は、適合証等の交付の決裁にあたっては当該自動車に係わる関係帳票類（指定整備記録簿、保険証明書（継続検査に限る）、車検証等）及び適合証等並びに保安基準適合証等交付台帳の記載事項について確認又は審査し、その結果適正に処理していると認められる場合に限り決裁するものとする。

なお、事業場管理責任者がやむを得ない事由により交付業務ができない場合は、主任技術者が代務するものとする。また、主任技術者もやむを得ない事由により業務ができない場合は、主（正）の自動車検査員が代務をするものとする。この場合、事業場管理責任者は、予め代決者に適合証等の交付業務の重大性について次の事項を含む教育を行うものとする。

（１）代決者が適合証等を交付した場合は、事業場管理責任者と同様に関係書類等の確認を行った後、その結果適正に処理していると認められる場合に限り決裁するものとする。

（２）代決者が紙適合証等を交付した場合、「保安基準適合証等交付台帳」の備考欄に押印し、事後、速やかに事業場管理責任者の確認を受けるものとする。

２．紙適合証等の決裁方法は、保安基準適合証等交付台帳の必要事項を確認の上、事業場管理責任者印を押印、紙適合証等に交付年月日を記入し、事業者印を押印し決済するものとする。また、電子適合証等の決裁方法は、決裁者自身が自身の権限で電子適合証等の情報を登録するものとする。

３．第１項の「確認又は審査」とは、次の事項を照合・確認することを含むものとする。

（１）完成検査が実施され、当該指定整備車両が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを必要に応じて現車を確認すること。なお、第９条第８項を明確にするために、点検、整備、及び検査を行った車両であることを写真等で撮影している場合は、確認し、指定整備記録簿と併せ保存しておくものとする。

（２）指定整備記録簿の記載内容の確認

イ．指定整備記録簿の諸元と車検証等の諸元が同一であり、完成検査時のチェックがなされていること。

ロ．指定の対象とする自動車であり、かつ、業務範囲内並びに検査機器の能力範囲内の自動車であること。

ハ．自動車検査員の自署がされていること。

ニ．検査の年月日の確認をすること。

ホ．整備及び検査の概要、作業の実施状況を確認すること。（交換部品も含む。）

ヘ．適合証等の交付番号及び保安基準適合標章の発行の有無を確認すること。

（３）適合証等の記載内容の確認

イ．紙適合証等の場合、自動車検査員の署名、押印の有無を確認をすること。
電子適合証等の場合、自動車検査員の権限が入力されていること。

ロ．検査の年月日（指定整備記録簿との照合）の確認をすること。

ハ．車検証等の記載事項との照合確認をすること。

ニ．最終の検査申請日を確認すること。

ホ．保安基準適合標章を交付する場合には、有効期限、登録番号又は車両番号の確認をすること。

ヘ．継続検査の場合は、保険証明書の保険期間を確認すること。

（４）保険証明書と更新される自動車検査証の有効期間との重複性の確認。
（保険証明書の番号等の確認）

（５）自動車納税証明書の有効性の確認。

（６）継続検査申請書の記載内容の確認。
（紙保適証、電子保適証を使用して窓口申請を行う場合に限る。）

（７）自動車重量税納付書の確認。
（紙保適証、電子保適証を使用して窓口申請を行う場合に限る。）

（８）保安基準適合証等交付台帳（紙保適証）・保安基準適合証（標章）管理簿（電子保適証）の記載内容の確認。

（９）適合証等と当該指定整備記録簿の交付番号の同一を確認。

（１０）確認事項及び承諾書の確認。
（電子保適証を使用して申請を行う場合に限る。）

（適合証等の取扱い）

第１５条　紙適合証等の取扱いは次の各号によるものとする。

（１）紙標章を交付しない場合は、当該紙標章の表面を朱抹し、綴りから切り離すことなく、保安基準適合証（控）とともに保存しておくこと。

また、誤って当該紙標章にも押印した場合は、裏面も朱抹すること。

（２）書き損じた場合には、記載面（紙標章は表裏とも）を朱抹し、破棄することなく保存すること。また、併せて保安基準適合証等交付台帳に書損理由を記入し、その取扱いを明確にしておくこと。

（３）訂正が生じた場合には、誤記訂正箇所を抹線（横二本線）で抹消し、上欄余白部に何字抹消、何字挿入と記載し、事業者印を押印すること。ただし、誤記等により訂正等が紛らわしい場合は、書損処理を行うこと。

（４）再交付は、次の要領によって行うものとする。

イ．再交付は、有効期間内（検査した日から１５日間）に紛失、又は毀損したものに限る。

ロ．再交付する紙適合証等は、その番号欄の右端に「再交付」と朱書きとともに、保安基準適合証等交付台帳の備考欄にもその旨を記載しておくこと。

（例えば、適合証番号〇〇の再交付）

ハ．保安基準適合証又は限定保安基準適合証を再交付する場合は、紙標章の表裏の記載面を朱抹し、紙標章を再交付する場合は、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の記載面を朱抹することとし、いずれの場合も保安基準適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保管すること。

２．電子適合証等の取扱いは次の各号によるものとする。

（１）電子適合証等の保安基準適合証（標章）管理簿は、紙又は電子媒体で備え付けなければならない。なお、保存期間は、２年間とする。

（２）電子標章が不適切な印刷であった場合、記載面を朱抹し、２年間保存するものとする。

３．保安基準適合標章の表示方法等は次の各号によるものとする。

（１）「道路運送車両の保安基準等の一部改正する省令」（平成２０年国土交通省令第５９号）による改正後の適合標章を前面ガラスに貼り付けて表示する場合は、保安基準適合標章の中央点線のところから二つ折りとし、保安基準適合標章の有効期間が記載された面を、前面ガラス内側に次のイ～ハのいずれかにより貼り付ける又は装着すること。なお、この場合、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条の規定に注意すること。

イ．車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、適合標章に記載された有効期間及び自動車登録番号又は車両番号の認識が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ロ．イに掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、保安基準適合標章の認識

が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置。

ハ．イ若しくはロによる表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げる恐れのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げる恐れの少ない位置であって保安基準適合標章の認識が可能となる位置。

（２）保安基準適合標章の取扱いについては、あらかじめ交付時に自動車使用者に対し検査標章を表示した後、又は有効期間満了済みの保安基準適合標章は破棄するよう指導しておくこと。

（車検証等の管理）

第１６条　検査の申請後に交付される車検証等の走行距離及び指定番号等の記載内容に相違がないか、依頼者へ返付する前に確認するものとする。

２．直接依頼者へ車検証等を返付する場合は、当該車両の適切な位置に車検証等を収納し、かつ、検査標章は、道路運送車両法施行規則第３７条の３（検査標章）の規定により表示するものとする。

３．当該車両を納車後に依頼者へ車検証等を郵送等により返付する場合は、当該車両の適切な位置に車検証等を収納し、かつ、検査標章は、道路運送車両法施行規則第３７条の３の規定により表示するように指導することとする。

（適合証等の管理）

第１７条　紙適合証等及び電子標章の用紙並びに交付時に用いる事業者印は定められた施錠できる保管場所に保管し、不正使用の防止の徹底を図るものとする。

（適合証等の購入及び交付状況の把握）

第１８条　紙適合証等及び電子標章の用紙は自動車整備振興会より、適合証綴授受出納簿及び電子適合証用適合標章綴授受出納簿により購入し、使用前に枚数を確認した上で事業場管理責任者が厳重に保管管理するものとする。

２．事業場管理責任者は、保安基準適合証等交付台帳及び保安基準適合証（標章）管理簿を備え、交付状況を把握するものとする。

第６章　検査機器等の保守管理

（保守管理責任者等）

第１９条　検査用機器の保守管理責任者等は次のとおりとする。

（１）検査用機器の保守管理責任者は、事業場管理責任者又は主任技術者とする。

（２）検査用機器の保守管理担当者は、主任技術者又は自動車検査員とする。

（３）検査用機器の保守管理責任者又は保守管理担当者の氏名を完成検査場内に掲示するものとする。

（検査用機器の種類）

第２０条　検査用機器の種類は、次の通りとする。

（１）ブレーキ・テスター　　（２）速度計試験機

（３）サイドスリップ・テスター　　（４）前照灯試験機

（５）音量計（騒音計）　　（６）一酸化炭素測定器

（７）炭化水素測定器　　（８）オパシメータ

（９）黒煙測定器　　（10）検査用スキャンツール

（検査用機器台帳）

第２１条　検査用機器は、別に定める検査用機器台帳により管理するものとする。

（検査用機器の保守）

第２２条　検査用機器の保守は、次のとおり行うこととする。

（１）検査用機器は、検査用機器保守点検表を用いることにより使用前の点検及び定期点検を行い、常に正規の機能維持に努めることとする。

（２）前号の点検の結果、検査用機器に異常があった場合は、検査に使用することなく速やかに必要な処置をとること。

（３）検査用機器の制度を維持するため、校正の日から１年以内に登録校正実施機関（日本自動車機械工具協会）による校正を受けること。

※ 騒音計については、計量法に基づき５年毎に日本品質保証機構の検定を受けること。

（記　録）

第２３条　検査用機器の保守管理に伴う実施記録は、次により行うこととする。

（１）検査用機器の校正結果、故障修理及び臨時整備の概要は、検査用機器台帳に記録し、保存するものとする。

（２）自動車検査用機械器具校正結果証明書は、１年間以上保存するものとする。

（３）使用前点検及び定期点検の結果については、検査用機器保守点検表に記録し保存すること。

（校正の不適合の処置）

第２４条　検査用機器の校正の結果、不適合機器があった場合には、次により行うものとする。

（１）保守管理担当者は、保守管理責任者にその旨報告するとともに、検査は行わないこと。

（２）保守管理責任者は、速やかに管轄する運輸支局へ連絡するとともに、当該機器の校正結果通知書（写）と不適合報告書を運輸支局長に提出すること。

（３）不適合機器の再校正が完了した場合は、管轄する運輸支局へ連絡するとともに、校正結果証明書（写）と適合報告書を運輸支局長に提出すること。

第7章　雑　則

（関係書類の保管）

第２５条　保管書類及びその保存期間を次のとおり定める。

（１）１年間以上保存するもの

① 自動車検査用機械器具の校正に関する記録（校正を行った日から）

② 自動車検査用機械器具の検査用機器保守点検表（記載した日から）

③ 自動車整備用機械工具の保守記録簿（記載した日から）

（２）２年間以上保存するもの

① 作業指示書（記載した日から）

② 教育計画・実施記録簿（記載した日から）

③ 再検査・再整備台帳（記載した日から）

④ クレーム台帳（記載した日から）

⑤ 指定整備記録簿（記載した日から）

⑥ 保安基準適合証等交付台帳（記載した日から）

⑦ 紙保安基準適合証綴（使用後の日から）

⑧ 分解整備記録簿（記載した日から）

⑨ 第９条第８項に規定する書類（完成検査の日から）

⑩ その他関係書類（記載した日から）

⑪ 電子申請用承諾書（受領した日から）

⑫ 電子標章（印刷ミス）（書損した日から）

（３）５年間以上保存するもの

① 授受出納簿（紙適合証用・電子標章用）（記載した日から）

② 認証及び指定整備関係の申請書、届出書（控）（記載した日から）

※ ②については永久保存とすることが望ましい。

附　　則

１．この指定自動車整備事業業務処理規程は令和　　年　　月　　日から処理するものとする。

別 途１

●　複数の自動車検査員による点検・検査の実施方法

（第８条第２号、第９条第４項関係）

―　複数の自動車検査員により同一車両の点検及び検査を行う場合の区分　―

同一車両に係る点検及び検査作業を複数の自動車検査員が分担して行う場合には、次による作業区分に従い、的確に行うものとする。

【作業区分】

１．点検及び検査作業を２名の自動車検査員が分担して行う場合

作業区分	作業記号	作　　業　　内　　容
Ａ	イ、ロ、ニ及びホ	法定点検、構造に関する検査 装置に関する検査（その２及び３）
Ｂ	ハ及びヘ	装置に関する検査（その１） 整備実施後の検査

２．点検及び検査作業を３名の自動車検査員が分担して行う検査

作業区分	作業記号	作　　業　　内　　容
Ａ	イ、ロ、ニ及びホ	法定検査、構造に関する検査 装置に関する検査（その２及び３）
Ｂ	ハ	装置に関する検査（その１）
Ｃ	ヘ	整備実施後の検査

【作業記号に対応する作業内容等】

記号	作業内容	備　　考
イ	法定点検	指定規則第８条第２項に基づく点検
ロ	構造に関する検査	指定規則別表第二の１の項（同一性の確認）
ハ	装置に関する検査（その１）	指定規則別表第二の２の項（機器検査）
ニ	装置に関する検査（その２）	指定規則別表第二の３の項（視認等検査）
ホ	装置に関する検査（その３）	指定規則別表第二の４の項（視認等検査）
ヘ	整備実施後の検査	

別 途２

● 自動車検査員が行うことができる作業の範囲（検査作業を行う車両に限る）

（第８条第１号関係）

点検するために不可欠な作業	・「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成７年運輸省告示第３４２号）に例示してある点検作業の範囲
点検に附随する軽微な作業	・点検のために取り外した部品を再度取り付ける際の清掃及び摺動部への給油脂 ・増し締め
点検と併せて行うことが合理的である軽微な交換又は補充作業	・シャシ各部への給油し ・油脂液類の補充（交換は否） ・点火プラグの交換 ・エア・クリーナ・エレメントの交換 ・燃料フィルタの交換 ・ディストリビュータ・キャップの交換 ・バルブ、ヒューズの交換 ・ワイパ・ブレード、ゴムの交換 ・タイヤの交換（位置交換など）
点検又は検査時に行うことが合理的である軽微な調整作業	・前照灯の照射方向の調整 ・アイドリング、CO・HCの調整 ・点火時期の調整 ・タイヤの空気圧の調整

別 途３

● 複数の自動車検査員による証明方法

（第１０条第１項第３号、第１３条第６号関係）

１．紙適合証等の場合

複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明欄には、検査の実務を行った全ての自動車検査員が署名及び押印すること。ただし、当該証明書欄に検査の実務を行った全ての自動車検査員の署名及び押印が困難となるときは、当該証明書欄の自動車検査員の署名に続き、外何名と記載し、この自動車検査の署名及び押印は適合証及び適合標章の余白に行うこと。又、自動車検査員の行う点検及び検査が複数日にまたがる場合の検査の年月日は、最後の検査の実務を行った年月日とすること。

２．電子適合証等の場合

複数の自動車検査員が分担して行った場合の自動車検査員の証明は、検査の実務を行った全ての自動車検査員自身が自身の権限を使用し電子保適証システムに入力を行うものとする。ただし、自動車検査員が6名以上の場合にはシステムの対象外となる。